

出荷制限指示後の管理の考え方

－野生わらび－

野生わらびの出荷管理については、関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

なお、栽培されているわらびについては、出荷前に検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、野生わらびの出荷制限が指示された鹿沼市、大田原市の協力を得て、当該市町における採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町産の野生わらびを扱わないこと、産地の市町を確認のうえ、適切な表示（野生、露地栽培、施設栽培）により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町産の野生わらびが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町以外から産出される野生わらびについては、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。